

平成12年から転勤により関東地方の社宅に居住し、原発事故時も同所に居住していた申立人らについて、社宅が狭いため、家族5人分の家財を置くことができず、箆笥等の多くの家財を避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に置いていたことなどの事情を認定し、150万円の家財賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1，同X2，同X3，同X4，同X5及び同X6（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 損害項目

- 1 浄化槽（但し、申立人X1の損害として） 100,000円
- 2 家財（但し、申立人X2，同X3，同X4，同X5及び同X6の損害として）  
1,500,000円

### 第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人らに対し、前項の合計金1,600,000円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金（一部和解済みの金額に係る遅延損害金も含む）につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年1月28日

（仲介委員 小笠原勝也）